

福祉ガイド

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

受給資格者

手当を受けることができる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または代わりにその児童を養育している方です。児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。また外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。

- ①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の子
- ⑧捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童

上記に該当する場合でも、日本国内に住所がないとき、公的年金を受給しているとき等、支給されない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は在留資格の明記された登録済証明書）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③その他必要書類
※印鑑を必ず持参してください。

手当の基準額

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	42,370円	28,350円
児童が2人のとき	47,370円	33,350円
児童が3人以上	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算

特別児童扶養手当

受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき等、手当が支給されませんので詳しくはお問い合わせください。

手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③障害認定診断書（用紙は保健福祉課福祉係にあります）
- ④その他必要な書類
※印鑑を必ず持参してください。

児童1人当たりの月額

1級 (重度障害児)	2級 (中程度障害児)
51,550円	34,330円

お忘れなく!! 現況届の提出

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当が受けられなくなることがあります。
提出期間 8月11日(金)から8月25日(金)まで 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 01211